

研究所 月報 2021.1

創設予定の助成金

産業雇用安定助成金（仮称）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気の悪化、これに対する雇用維持は、主に雇用調整助成金の拡充（特例）により対策がとられてきました。

会社を休業して、雇用調整助成金を受け取ることでの雇用維持の他、雇用する従業員を在籍型出向により働かせることで、雇用の維持を進める会社もあります。そこで、従業員を出向させる事業主と当該従業員の出向を受け入れる事業主に対して、一定期間の助成を行う産業雇用安定助成金（仮称）の創設が予定されています。

■出向運営経費

従業員（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該従業員を受け入れる事業主に対して、賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費の一部を助成する。

- ・ 出向元が労働者の解雇等を行っていない場合
中小企業 9/10 中小企業以外 3/4
- ・ 出向元が労働者の解雇等を行っている場合
中小企業 4/5 中小企業以外 2/3
- ・ 上限額 12,000 円／日

■出向初期経費

従業員（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該従業員を受け入れる事業主に対して、就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際して出向元であらかじめ行う教育訓練及び出向先が出向者を受け入れるために用意する機器や備品等、出向に要する初期経費を助成する。

- ・ 助成額
出向元事業主・出向先事業主ともに 各 10 万円／1 人当たり（定額）
- ・ 加算額
出向元事業主・出向先事業主ともに 各 5 万円／1 人当たり（定額）

制度の創設には、第三次補正予算の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点ではあくまで予定となるため、正式な決定を待ちましょう。



今すぐチェック！ 中小企業のための働き方改革 10 のチェックシート

時間外労働の上限規制など働き方改革関連法は、2019年4月より順次施行されています。

今回、日本商工会議所は、企業の対応状況が確認できる「中小企業のための働き方改革 10 のチェックシート」を作成し、公開しました。

【時間外労働の上限規制】

- (1) 時間外労働や休日労働が発生しているが、労使協定は結んでいない。
- (2) 時間外労働が、月 45 時間・年間 360 時間を超える従業員がいる。
- (3) 従業員の出退勤や時間外労働の状況をまとめた書類やデータが整備されていない。
- (4) 管理職については出退勤の時間を管理していない。

【年次有給休暇】

- (5) 年次有給休暇の取得が年間 5 日に満たない従業員がいる。
- (6) パートやアルバイトには年次有給休暇を付与していない。
- (7) 従業員の年次有給休暇の取得状況をまとめた書類やデータが整備されていない。

【同一労働同一賃金】

- (8) 正社員と同じ業務に従事している非正規労働者（パート・アルバイト等）がいる。
- (9) 正社員には支給しているが、非正規社員には支給していない手当がある。
- (10) 非正規社員には賞与・退職金を支給していない。

★項目にチェックがついたものについては、お早めにご相談ください。

【参考】「中小企業のための働き方改革 10 のチェックシート」

https://www.jcci.or.jp/20201111_checksheetsjcci.pdf

ひらたコラム

物事は「準備が 90%」といいます。結果を出すためには、いかに準備を怠りなく積み上げるかが大事だということです。

私にとってライフワークのモトクロスですが、最近はライダーとしてだけでなく、スタッフとして仕事をする機会も増えました。

レースの朝の受付時間に早めに来て爽やかな挨拶とともに書類をすべてきちんと揃えて、見やすいようにこちら側に向けて差し出してくれるライダーのレース結果は、実に芳しいものばかり。準備を重ねて、落ち着いてレースに臨んでいるからではないでしょうか。

私などそわそわしちゃって、まあ落ち着きがないこと…。



発行／2020年12月28日 第104号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL <http://tairaken95.com>

